

2006(平成 18)年度 法学既修者選考試験問題

刑 法

(90 分、総点 100 点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

- 1 . 問題用紙は、表紙をふくめて 4 ページで、問題は 1 問ある。
- 2 . 解答用紙は 1 枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3 . 下書き用紙として、白紙を 1 枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4 . 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5 . 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6 . 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7 . 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8 . 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

藤崎太郎 は、ある日、夜 9 時頃から、かねてから付き合いのあった 西新花子 と共に福岡市内の居酒屋で飲酒していた。やがて、同夜 10 時半頃から隣のテーブルで飲みはじめた客の 早良勝馬 が、自分がその日の競馬で大穴をあてたことを声高に相席の客に吹聴しはじめた。これを聞いた太郎は、自分が同じレースで大損をしていたこともあって、腹を立て、「やかましい!!」と怒鳴ったところ、早良が不服そうな顔をしたことから、これに因縁をつけ、同夜 11 時過ぎ頃、同居酒屋裏手の人通りのない路地に早良を連れ出し、同人の顔面を殴ろうとしたが、後を追ってきた花子に腕をつかまれて制止され、これを果たさなかった。しかし、早良が攻撃から身を守るため両腕を上げて防禦の姿勢をとった際、早良が左腕につけていた高級腕時計が目にとまったので、太郎はこれを奪おうと考え、左手で早良の左腕を取って、「生意気な時計をしてるじゃねえか」などと言いながら、右手拳で相手の左顔面を殴打して、左眼窩部に全治二週間の打撲傷を負わせたうえで、無抵抗の早良から腕時計をはずしてこれを奪った。

一方、花子は、当初はむしろ太郎の暴行を制止する側に回っていたものの、太郎が早良の腕時計をはずしても同人が特に抵抗する様子もないのを見て、自分も分け前にあずかろうと考え、太郎と共同して、無抵抗の状態にある早良のポケットを探り、15 万 5000 円相当の勝馬投票券および現金 1 万 2700 円の入った財布を奪った。

但し、後に判明した事実では、早良は暴力団の組員であり、太郎の暴行に対して畏怖はしたものの、反抗を抑圧されるには至っていなかった。

藤崎太郎、および西新花子の罪責を論じなさい。但し、自己の見解の提示にとどまらず、対立する学説や判例の状況に言及すること。

余白

余白